

佐賀市上下水道局公告第 5 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 及び佐賀市財務規則（平成 1 7 年佐賀市規則第 6 2 号）第 8 4 条の規定により、令和元年 7 月 3 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までに佐賀市上下水道局が発注する建設工事の条件付一般競争入札（電子入札システムによるものにより、総合評価落札方式によるもの及び特定建設工事共同企業体を要件とするものを除く。）を執行する際に共通して必要となる事項について次のように公告する。

なお、佐賀市上下水道局が発注する建設工事の条件付一般競争入札に係る公告（平成 3 1 年佐賀市上下水道局公告第 2 1 号）は、令和元年 7 月 2 日をもって廃止する。ただし、同日以前に佐賀市上下水道局が発注した建設工事の条件付一般競争入札については、なおその効力を有する。

令和元年 7 月 3 日

佐賀市上下水道事業管理者 田中 泰治

1 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 佐賀市競争入札参加資格審査要領（平成 3 0 年 1 0 月 2 6 日施行）第 6 条に規定する有資格者名簿に登載されている者であって、案件ごとに定める入札参加に必要な条件を全て満たすものであること。

イ 案件ごとに定める入札参加に必要な建設工事の種類に対応する建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 7 条の 2 3 の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了していないこと。

ウ 同一の案件に係る他の入札参加申請者と次に掲げる一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと。

(ア) 親会社（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

(ウ) 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成 1 8 年法務省令第 1 2 号）第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、a から e までに掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

a 株式会社の取締役。ただし、次の (a) から (d) までに掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないとされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者
- (オ) (ア) から (エ) までに掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者
- エ 建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を施工現場に配置できること。ただし、契約金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合については、専任で配置できること。
- オ 案件ごとに行う一般競争入札の公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）を受けていないこと。
 - (ア) 佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。（イ）において同じ。）による指名停止等の措置
 - (イ) 佐賀県内の他の地方公共団体による指名停止等の措置（佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。）
- カ 開札を行う日前3か月の間において、佐賀市工事成績評定要領（令和元年6月1日施行）第4条に規定する工事に係る評定の結果、評定点が70点未満であるとして同要領第6条の規定により通知を受けた者でないこと。
- キ 開札を行う日前3か月の間において、佐賀市上下水道局工事成績評定要領（令和元年6月1日施行）第4条に規定する工事に係る評定の結果、評定点が70点未満であるとして同要領第6条の規定により通知を受けた者でないこと。
- (2) 入札参加資格を有する者が、(1)アからウまでに掲げる要件について入札参加

申請締切日までに、当該要件を満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。

- (3) 入札参加資格を有する者が、(1)オからキまでに掲げる要件について開札の時までに、当該要件を満たさなくなったときは、その者が行った入札は、無効とする。

2 入札参加申請及び入札の方法

電子入札システムにより行うこと。

3 工事費内訳明細書の提出

入札参加者は、入札と同時に当該入札に係る工事費内訳明細書を電子入札システムにより提出しなければならない。

4 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除とし、契約保証金は契約金額の100分の10以上の金額とする。

5 同日落札制限

同日に開札を行う同一の建設工事の種類を要件とする複数の一般競争入札において、先に開札する案件を落札した者（特定建設工事共同企業体の構成員を含む。以下同じ。）は、後に開札する案件の落札者に決定しない。ただし、これらのいずれかの案件が災害復旧工事の場合は、この限りでない。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 当該入札に参加する資格のない者
- (2) 当該入札について不正行為を行った者
- (3) 当該入札に係る工事名とは異なる工事名を記入してある工事費内訳明細書を送付した者
- (4) 工事費内訳明細書の積算価格と入札書の入札金額との差が1万円以上ある者
- (5) 当該入札金額について、誤脱及び判読不可能な記載をした者
- (6) 1人で2以上の入札をした者
- (7) 同日に開札を行う同一の建設工事の種類を要件とする複数の一般競争入札において、先に開札する案件を落札した者。ただし、当該者が落札した案件又は当該入札のいずれかが災害復旧工事の場合は、この限りでない。

7 落札者の決定の取消し

落札者の決定の日から契約締結の日の前日までの期間に、落札者が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀市は、一切の損害賠償の責を負わない。

- (1) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（平成28年4月1日施行）

に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件

- (2) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に規定する暴力団との関係に係る措置要件

8 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、入札参加申請、入札及び落札者の決定方法等の事務手続並びに入札参加資格の欠格要件、入札の中止の条件等については、案件ごとに行う一般競争入札の公告並びに佐賀市上下水道局電子入札執行要領（平成24年8月1日施行）、申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領（平成31年4月1日施行）、佐賀市上下水道局競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領（令和元年7月3日施行）及び佐賀市建設工事等に関する入札心得（平成31年4月1日施行）の規定による。
- (2) 前号に掲げる申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領及び佐賀市建設工事等に関する入札心得の規定中「佐賀市」とあるのは「佐賀市上下水道局」と、「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、「契約監理課及び総務法制課情報公開・統計係」とあるのは「上下水道局水循環部財務課」と読み替えるものとする。
- (3) 下請契約については、佐賀市内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。
- (4) 入札に係る契約を締結した者が、当該契約に係る工事の工期と重複し、かつ、当該工事の工事場所と近接している佐賀市が発注した工事を請け負っている場合で、これらの工事の現場代理人又は専任の主任技術者の兼任を行うときは、設計変更により当該契約に係る工事の諸経費の調整を行う。
- (5) 予定価格が5,000万円以上の案件は、佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱（平成26年6月2日施行）を適用する。